

適正な工事の施工を！

－工事の施工上の留意事項－

H29・3

帯広市

帯広市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）の施工にあたっては、工事の品質を確保するため、施工の適正化と関係法令の遵守を徹底するとともに、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るようお願いします。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律等においても、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を促進する観点から、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善が受注者の責務として求められています。これらの趣旨を理解され、次の事項について十分配慮願います。

記

1 地元業者の活用、地元資材の優先的調達について

工事の施工に際しては、下請負人のほか、リース業務、警備業務、運送業務等での地元業者の活用、さらには地元資材の優先的調達に努めてください。

2 下請契約の適正化について

工事の一部を下請に付する場合（公共工事においては、一括下請は禁止されています。）は、下請負人と対等な立場で十分協議のうえ、工事の内容を明確にするため下請契約を結び、適正な請負代金を設定するとともに、下請負人や現場で働く労働者が不利益を被らないよう、下請代金の支払いは極力現金で行うようにしてください。手形併用の場合は現金の比率を高めるとともに、手形期間は90日以内の可能な限り短い期間での支払いをお願いします。

特に労務費については、これに相当する額は必ず現金で支払うよう配慮してください。

また、下請負人の通知についても、請負契約書第7条に定められているとおり、発注者に対する通知義務があります。下請に付する場合は、工事に係わる下請負人等を元請の責任において明確にし、施工体制台帳の写し等を提出してください。

また、平成25年9月以降、法定福利費を明示した標準見積書の活用による社会保険等加入の徹底が図られていることから、下請契約の締結にあたりましては、標準見積書の提出を促進し、提出された見積もりを尊重するようお願いします。

3 適正な水準の賃金の支払い及び社会保険等への加入の徹底について

市発注工事は、公共工事設計労務単価により積算しており、平成29年3月7日入札分からは平成29年3月改定の新単価（4頁参照）を適用して積算を行っていますので、単価改定の趣旨を踏まえた適正な水準の賃金の支払い及び社会保険等への加入徹底をお願いします。

また、下請契約にあたりましては、社会保険料相当額を適切に含んだ額で契約を締結するとともに、社会保険等への加入についても下請負人を適切に指導されますよう併せてお願いします。

4 消費税の取扱いについて

本市の工事請負代金額等には、消費税（地方消費税含む）が含まれております。下請契約、資材購入等においては、消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結してください。

5 前払金の適正使用について

前払金については、充当できる経費が定められています。下請または資材経費等は速やかに支払うものとし、適切な賃金管理で前払金を滞留することのないよう充分配慮してください。

特に、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払いするようにしてください。

6 工事中車両による事故の防止等について

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するように指導してください。

7 労働者の事故防止について

労働災害の防止については、貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めて、保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう充分配慮してください。

8 労働者の雇用拡大について

労働者の雇用にあたっては、地域の活性化にもつながることから、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮してください。

また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の殊遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、雇用の拡大につながる国等の制度も積極的に活用してください。

9 雇用通知書（労働条件通知書）の完全発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底してください。

10 法定労働時間の厳守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき週40時間の法定労働時間を遵守するようにしてください。

また、雇い入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（する予定の者）には10日間の年次有給休暇を付与してください。継続雇用する期間が6カ月未満の季節労働者についても次に示す目安により有給休暇を付与するよう努めてください。

- (1) その継続する就労月数が3か月以上4か月未満の者には3日程度
- (2) その継続する就労月数が4か月以上6か月未満の者には5日程度

季節労働者は、その勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与するなど、実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

11 労働者の福祉向上について

労働者の労働環境の確保のため、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金等）の加入及び保険料の適正な納付を行うとともに、標準見積書の活用等により、下請契約締結時における法定福利費を適正に確保してください。また、元請負人は、下請負人に対して、これらのことについての指導、助言等を行うようお願いいたします。また、労働者福祉の更なる向上のため、法定外労災補償制度への積極的加入にも努めてください。

なお、雇用保険については、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても適用対象となっていますので留意してください。

12 特別徴収の実施について

地方税法等に基づき、給与から所得税を源泉徴収している事業所は、原則として市・道民税についても特別徴収の義務があります。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いいたします。帯広市では、現在特別徴収義務者完全指定の取組みを推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話0155-65-4120）にお問合せください。

13 建設業退職金共済制度等への加入について

現場労働者の退職金制度確立のため、未加入事業主においては早急に加入されること、また加入事業主においては、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負人に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。また、「帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の適正な貼付を確認するため「建退共証紙貼付実績書」を工事完成後に提出していただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

14 産業廃棄物の適正処理について

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が定められており、中でも「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要であるとされています。建設資材が廃棄物となったときの処分については、この法律を遵守し、排出者責任のもと適正な処理に努めてください。

15 継続雇用の確認について

建設工事の適正な施工を確保するためには、技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。そのため、配置予定技術者が3か月以上継続して雇用されていることを確認できる書類（監理技術者資格者証または健康保険被保険者証等）の写しを「技術者及び現場代理人届」と共に提出していただくようお願いします。

16 「工事カルテ」の作成について

建設業者の技術者等の工事実績（雇用形態、技術者個人の工事実績等）を把握するため、請負者は各特記仕様書に基づき、工事実績情報サービス（CORINS）による「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出していただくことになります。

17 暴力団排除の取組について

帯広市は、平成26年4月1日より「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や物品調達契約等にあたっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力いただくようお願いします。

18 下請業者の皆様へ

下請業者の皆様におかれましても、本文書の趣旨を十分にご理解いただき、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善等に努めてください。

また、工事等をさらに下請に付す場合には、元請企業としての立場で、下請契約の適正化や下請業者への指導等に努めていただきますようお願いします。

平成29年3月改定 公共工事設計労務単価

(所定労働時間内8時間当たりの単価)

職種	金額	職種	金額
特殊作業員	18,700	土木一般世話役	20,300
	(26,300)		(28,500)
普通作業員	15,400	型わく工	20,500
	(21,700)		(28,800)
軽作業員	12,800	大工	22,000
	(18,000)		(30,900)
造園工	18,300	左官	22,000
	(25,700)		(30,900)
法面工	23,200	配管工	18,800
	(32,600)		(26,400)
とび工	20,800	はつり工	22,200
	(29,200)		(31,200)
ブロック工	20,400	防水工	23,100
	(28,700)		(32,500)
電工	19,200	板金工	22,100
	(27,000)		(31,100)
鉄筋工	21,300	サッシ工	22,100
	(29,900)		(31,100)
鉄骨工	21,900	内装工	21,500
	(30,800)		(30,200)
塗装工	21,300	ガラス工	19,400
	(29,900)		(27,300)
溶接工	23,400	建具工※	19,600
	(32,900)		-
運転手(特殊)	18,500	ダクト工	18,600
	(26,000)		(26,200)
運転手(一般)	15,700	保温工	21,600
	(22,100)		(30,400)
橋りょう特殊工	27,400	設備機械工	20,900
	(38,500)		(29,400)
橋りょう塗装工	27,700	交通誘導員A	12,300
	(38,900)		(17,300)
橋りょう世話役	33,700	交通誘導員B	10,400
	(47,400)		(14,600)

上段：公共工事設計労務単価（労働者に支払われる賃金相当額）

下段：建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担、労務管理費、宿舍費等を

公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）

※建具工については北海道開発局単価を掲載